

議案第 64 号

杉並区立成田図書館外２施設の指定管理者の指定について
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和6年10月30日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和6年第4回区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区立成田図書館外 2 施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立成田図書館外 2 施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

- 1 公の施設の名称
 - （1）杉並区立成田図書館
 - （2）杉並区立阿佐谷図書館
 - （3）杉並区立方南図書館
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社ヴィアックス
東京都中野区弥生町二丁目 8 番 15 号
- 3 指定の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

杉並区立成田図書館外 2 施設に係る指定管理者を指定する必要がある。
なお、この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6
項の規定に基づき、提出するものである。